

平成 30 年第 3 回臨時会

九十九里町議会会議録

平成 30 年 3 月 19 日

九十九里町議会

平成30年九十九里町議会第3回臨時会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (3月19日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款の変更について	
て	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第3号 指定管理者の指定について	
○閉会の宣告	30
○署名議員	31

平成30年第3回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年3月15日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 平成30年3月19日

2 場 所 九十九里町議会議場

3 付議事件

- (1) 平成29年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)
- (2) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター一定款の変更について
- (3) 指定管理者の指定について

平成30年九十九里町議会第3回臨時会会議録（第1号）

平成30年3月19日（月曜日）

平成30年第3回九十九里町議会臨時会

議事日程 (第1号)

平成30年3月19日(月)午前9時43分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)
日程第 6 議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款の変更について
日程第 7 議案第3号 指定管理者の指定について

出席議員 (16名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 高木輝一君 | 2番 | 鏑田貴俊君 |
| 3番 | 中村義則君 | 4番 | 古川徹君 |
| 5番 | 浅岡厚君 | 6番 | 荒木かすみ君 |
| 7番 | 内山菊敏君 | 8番 | 杉原正一君 |
| 9番 | 善塔道代君 | 10番 | 細田一男君 |
| 11番 | 佐久間一夫君 | 12番 | 谷川優子君 |
| 13番 | 高橋功君 | 14番 | 鈴木征四郎君 |
| 15番 | 古川明君 | 16番 | 石橋和雄君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大矢吉明君 副町長 佐々木 悟君

総務課長	秋原 充 君	企画財政課長	木原 正幸 君
健康福祉課長	鈴木 秀明 君	産業振興課長	古川 富康 君
まちづくり 課長	南部 雄一 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎 英行 君	書	記	古川 恵美 君
------	---------	---	---	---------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時43分

○議 長（浅岡 厚君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより平成30年第3回九十九里町議会臨時会を開会します。

◎議事日程の報告

○議 長（浅岡 厚君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（浅岡 厚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 善 塔 道 代 君

14番 鈴 木 征四郎 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（浅岡 厚君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（浅岡 厚君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号から議案第3号の送付があり、これを受理いたしました。

本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知のあった者は次のとおりです。

副町長、佐々木悟君。総務課長、秋原充君。企画財政課長、木原正幸君。健康福祉課長、鈴木秀明君。産業振興課長、古川富康君。まちづくり課長、南部雄一君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（浅岡 厚君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、行政報告並びに議案説明をさせていただきます。

平成30年第3回九十九里町議会臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、3月定例会終了間もない中、緊急な案件につき招集をさせていただきましたが、全員の御出席を賜り、本臨時会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

早速でございますが、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ151万6,000円を追加し、予算の総額を54億3,922万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、定住促進事業や観光振興事業などの財源として、東日本大震災復興基金繰入金から83万円を繰り入れて財源更正を行うほか、土木費で町営住宅の防水修繕工事に129万円を増額します。

なお、町営住宅の防水修繕工事については、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に予算を繰り越します。

議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款の変更についてでございますが、3月定例会において御提案いたしました同法人の定款変更について、改めて御審議をお願いいたしたく、再度御提案をさせていただくものでございます。町といたしましては、医療センターの早期経営改善に向けて、設立団体の発言力を強めるとともに、法人との連携強化に努めてまいります。

議案第3号 指定管理者の指定について、申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、いわしの交流センターの指定管理について、一方財団法人千葉県観光公社を選定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。町といたしましては、速やかに指定管理者を選定することにより、関係者はもとより住民の皆様様の不安を払拭するとともに、今後管理運営がしっかりと引き継がれるよう努めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、上程の際は慎重に御審議いただき、原案に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎日程第5 議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

○議長（浅岡 厚君） 日程第5、議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 平成29年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（浅岡 厚君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター一定款の変更について

○議長（浅岡 厚君） 日程第6、議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター一定款の変更についてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鈴木秀明君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

この件は、3月の定例会によって1回否決されたものです。私は賛成したわけだけでも、どうして再度こんなに短い期間で出てくるのか、まずこれを一番最初に質問します。

2番目に、独法の理事というのは、民間企業でいえば経営者だと思うんです。経営者だと、これは発言力だけじゃなくて、経営的なセンス、感覚があって、なおかつ発言できなければいけないと思っているんですよ。この辺について、とりあえずまず質問します。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの最初の質問についてですけれども、本議案は地方独立行政法人法の改正により、監事の任期を変更することにあわせて、理事の定数を6名以内から8名以内に変更するものとなっております。

理事長から、評価委員会ばかりではなく、設立団体からも理事を任命させていただき、病院内部から経営に関する意見を述べてもらい、理事会機能の強化を図りたいとの御意向に沿うものとなっております。

また、県も入っておりました病院運営委員会の検討会議の検討結果にも、設立団体による集中的な支援の必要性が述べられておりまして、設立団体からも発言の場の確保を法人に依頼しておりまして、県、設立団体、法人それぞれの意見の一致を見ております。

先日の議会で本件は否決されておりましたが、東金市、法人とも改めて協議を行いまして、設立団体として積極的に経営にかかわることができるものとなっておりますので、東金市と

ともに理事を出していきたいものと考えております。

理事の任命についてですけれども、理事の任命の権限は理事長となっておりますので、人選について等の質疑については、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

まず、最初のほうなんだけれども、九十九里が否決したんだったら、東金も否決するの筋じゃないかと、うちのほうが先にやったんだから、こういう考え方もあるということ、何か東金もきょう議決するそうだけれども、常任委員会では可決したというようなこともちょっと聞いております。

2番目なんだけれども、理事を送るわけだから、基本的には東金1名、九十九里1名ということですね。これは送ることは私は非常にいいと思うわけですよ。でも、ただ内野に入って意見だけ言うのではしょうがない。経営者として、まず今町で一番困っているのは毎年赤字が出ていると、それも10億以上、4年目が黒字だということに、13億からの赤字が想定されているということですね。

そうすると、決算書その他の資料は我々のところへ来るんだけれども、この資料を見てどこに問題があるのかと、ここを改善しなくちゃいけないなど、経営の立場であった。それとともに、現在我々はわからないんだけれども、病院の中の状態がどうなっているのかと。

ただ、簡単にわかるのは、外来がちょっと総合病院的なものに関しては異常に少ないと、数字を見れば収入よりも支出のほうがはるかに多いということなわけです。この辺はわかっているんだけれども、じゃ、なぜ収入がもっと増えないのか、外来が増えないのか、こういうことは中に入って経営者の一員となって、理事がそういう感覚で進んでいかなければ、月一遍とか、ただぼこっと行って2時間ぐらい会議をやるだけでは、私はだめだと思うんですよ。

だから、せっかく独法の理事長のほう、県のほうとかの要請で、せっかく町や市が理事を1人ずつ送れるということであるのだから、いろいろ息子を病院に入れた人、子供を大学病院に入れた人なんか聞くと、この病院の、私もそう思っていたんだけれども、一番悪いのは、経営者がいないんだよと、医者はいるんだけれども、医者では本当の意味での経営者にはなれないと。この経営感覚を持ってそういうことを発言できる人。

今九十九里において、誰を出したらいいかということを見た場合に、私は高木輝一君がい

いと思うんだけど、どうでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。

今回条例の定款の改正ですから、人事の関係じゃないので。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番。

じゃ、聞きますけれども、今回は条例を変えるだけで可決した、次の段階は誰を送るかというところで、この議場で議決するんですか。それをちょっとお伺いします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 理事の任命権者につきましては、先ほどの答弁のとおり理事長が持っておりますので、人選についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 当然、理事長が任命するんだけど、日本の国の内閣総理大臣だって国会から選任されて、任命するのは天皇ですよ。日本の国はこのような形になっているんだけど、しかし誰かが推薦ないしは指名しなければ、理事長はできないと思うんですよ。だから、その辺のところを、今、高木君がなぜいいかと言ったら、彼は数字に明るい、いろんな点を指摘できる。もう一ついいことは、はっきりと物事を言えるということですね。だから、こういう人でなければいけない。終わります。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

定款の変更について、3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、理事2名が追加予定とのですけれども、この2名とは、東金は副市長、九十九里町は副町長が予定されていると聞き及んでおりますけれども、これが本当なのでしょうか、ちょっと確認をさせてください。もしこれが本当であれば、病院側と行政側、議会とのクッション役にしか私はならないんじゃないかと、本当の意味での発言力強化にはならないと思います。この点について、町当局の答弁を求めます。

2番目、設立団体からの理事選出については、行政側と議会において協議して推薦する形をとれないかどうか、御検討いただきたい。

要は、辛口評価をする理事が今現在求められています。クッション役は必要ありません。いかに病院の抜本的改革を進めていくのか、ここが分岐点になります。理事選出方法について

て、町当局の考え方について答弁を求めます。

3番目として、現在の定款において、理事長の選出方法と理事選出方法、先ほど理事の選出方法については、課長のほうで話されておりましたけれども、両方の今の方法を確認を求めます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの質問、1番と2番の質問についてですけれども、先ほど杉原議員にも答弁したとおり、任命権につきましては、理事長が持っておりますので、答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、1番の東金市のほうから副市長、副町長というお話があるということでしたけれども、うちのほうではそれはちょっと認識しておりません。

それと、3番目の理事長の選任方法についてですけれども、理事長と理事以外の役員の任命についてですけれども、地方独立行政法人東金九十九里町地域医療センターの定款によりますと、理事長の任命につきましては、第9条に、「理事長は、東金市長及び九十九里町長が協議のうえ、東金市長が任命する」となっております。それと、理事長以外の役員につきましては、第10条で、理事につきましては「理事は、理事長が任命する」となっております。

なお、監事につきましては、「東金市長及び九十九里町長が協議のうえ、東金市長が任命する」となっておりますので、理事長と監事は設立団体のほうで任命いたしまして、その他の理事につきましては、理事長が任命するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

定款の変更、今回要は計画がされているということなので、先ほども経営者はやはり責任をとることが基本的に出てくると思います。クッション役では、本当に責任を負荷される可能性が私はあると思うんです。ですから、ここで定款をしっかりと2名の増員ということを含めた中で、しっかりと定款の変更をしなければ、いつまでたっても同じ経営状態が続くと思います。

ですから、第3期中期計画の平成30年度のスタート年でありますので、この再スタートを経営改善の位置づけということを検討していただいて、本当に設立団体はここが正念場だと思いますよ。4年過ぎちゃって、こんなに赤字をつくって、ここが本当に正念場だと思います。

す。ですから、もう来年度以降、経営の失敗というのは許されないと私は思っております。今までも、2年前からもいろいろと検討、この経営改善についてお話をさせていただきましたけれども、一向に改善がされません。

ですから、定款の変更について、中身まで突っ込んで変更の考え方があるのかどうか、最後に質問いたします。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 定款の変更につきましては、先ほど述べましたけれども、理事の定数以外には現在のところございません。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 要望としましては、理事選出については、設立団体の承認を条件に私はするべきだと思っておりますので、この考え方をぜひ取り入れていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 10番、細田です。

課長にちょっと確認とお願いしたいんですけども、この議案、前回の定例会で一旦否決されているだけですけども、どこを変えてこれを出してきたんですか。一回廃案になった議案は、変更しなければ再提出はできないと思うんですけども、これを出す場合には、我々は努力不足というか、議案がきょう出てきて初めて見たんですけども、前回の議案と同じものを照らし合わせるものを添付しないと、どこを変えてきたのか、変えていないのか、わからないので。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

同一会期内ではございませんので、この議案は前回の議案と同じものとなっております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 自治法で議会会則で、一回廃案になった議案は訂正しなければ再提案はできないと思うんですけども。

○議 長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 議員おっしゃるとおり、議会の運営規定の中で、同一会期内につきましても、同一議案を提出することはできませんけれども、会期が異なっている場合につきましても、そのことは決まっております。ですので、同一議案を出しても構わないということになっております。

○議 長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） この理事を6人から8人に改めるという文言、前回の定例会でもお願いしましたが、先ほど来質問が出ているんだけど、理事になったら責任がありますよ。権限を持っているということは義務も生じるんだから、だから理事で行こうが、我々設立団体は保証人の保証人が増えるだけよ。

私その辺前回もお願いしたんだけど、同じ議案で同じ質疑をやったって、また同じでしょう。その点もう一度考えないと、先ほどもあるけれども、定款変更というのは重要案件なのよ。独立行政法人の法律を変えるということだから、その点はどのように考えて議案として提案したのか。

○議 長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

第3期中期計画を実効性あるものにするためには、計画の進捗管理が重要だと考えております。このため、法人では千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体等から構成いたします経営健全化会議を設置することとしております。さらに、法人では経営改善を図る上で、内部組織である理事会の機能強化が必要と考えまして、理事2名を増員し、行政であります設立団体に入ってもらいたい意向となっております。

このことにつきましては、病院運営検討会議において、千葉県からも設立団体が深く経営に関与すべきであるとの意見に沿うものとなっております。さらに、議会等においても設立団体の発言力を強化すべきという意見もいただいているところでございます。

以上のことから、病院一丸となって経営改善に取り組もうとしている法人を設立団体といたしましても、全面的にバックアップしたいと考え、今回の議案として上程いたしている次第でございます。

以上でございます。

○議 長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

今回の理事の6人から8人という議案なんですけれども、理事会とは何をするとところかというところで見ると、理事会は経営者として職務を担うと、これは法の第45条の13に書かれているんです。

その内容というのは、法人の業務執行の決定、あるいは理事の執行の監督、理事長の選定及び解職、理事会の責任としては、理事会は法人の重要な業務執行を決定し、理事長らの職務を監視する役割を担っていると、そして適切な財産管理のための体制を構築するということがこの理事会の職務になっているんです。

今までは九十九里町というか、設立団体は、経営ではなくて、考え方として、独法が経営をしというところで、私たちは独立行政法人というのはそういうものだという説明を私は今まで受けてきたように思うんです。

今回、発言権も出てくる。発言権も確かにそこに出ていくわけだから、発言権もあるとは思いますが、この理事になることによって、具体的に発言権だけが強くなるのか、経営者としての責任というのほどこままでを経営者としての責任というのか。

今、これだけの50億円以上の赤字が出ているこの段階で、経営者と同じ責務を負うということになることに、大きな私は不安を感じているんです。ですから、そこをつまり理事になるということは、理事会を運営するということになると思うんですけれども、そこをもう少し詳しくお答えいただけないでしょうか。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地方独立行政法人東金九十九里町地域医療センターの定款によりますと、第15条に理事会の議事というものが載っております。

第15条、「次に掲げる事項は、理事会の議事を経なければならない」とされておりまして、5つの項目が規定されております。

1号としまして、法に基づき設立団体の長の認可、承認等を受けなければならない事項、2号、年度計画に関する事項、3号、予算の作成及び決算に関する事項、4号、診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、5号、前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項となっております。

この5号で規定されております重要事項というものが、地方独立行政法人東金九十九里町地域医療センター理事会規定というところに載っておりまして、その第2条にこれも5つの

項目として列挙されております。

1号としまして、重要な規定及び規則の制定及び改廃に関する事項、2号、重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項、3号、地方独立行政法人東金九十九里町地域医療センターがその当事者である不服申し立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関する事項、4号、法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項、5号、前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項となっておりますので、理事会においては、法人が行います運営についての決定権を持っていると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 理事会はそういった決定権を持っているということなので、それだけ理事の責任は大きくなるというふうに、解釈できるのではないのでしょうか。

九十九里町そのものが今までは理事ではなく設立団体としてかかわってきた。これがみずから理事に入ることによって、その運営そのものの責任の重要性はどのようになるのですかという質問を私は先ほどしたんですけれども、この理事会というのは、要するに6人の理事が集まって理事会ができていて、理事会そのもので職務を担うと、経営に対して、そういう規約になっていると思うんですね。

今、それだけの赤字が出る前だったとしてもかく、これだけの赤字が出ている状況の中で、今、理事を今度は今まで設立団体としてかかわってきた町長や市長を、首長を理事に入れるということのそれがよく理解できない。ただ、国のそういった改正が6人から8人というふうに、8人以上というふうに国が改正したから、そういうふうにしたのかどうなのか。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

第3期中期計画の中で、理事長のリーダーシップのもと、各部門で経営健全化計画を策定いたします。この計画の定期的な経営改善状況の確認や助言を行う組織として、経営健全化会議を法人が設置いたします。これにあわせまして、理事会にも理事として参加できることで、センターが作成する経営健全化計画の進捗管理や経営方針の策定に、より関与できるものと考えております。

理事の増員につきましては、法改正というものではなく、理事長からの意向ということに、それに沿った形で、理事会機能の強化ということで、6名から8名というふうに変えております。ですので、法改正に伴うものではございません。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

ほかの理事さんを6人今現在の理事の顔ぶれ、経歴を見ると、医師か公認会計士だと思うんですよね。そうですね。6人、医師か、看護師か、医療関係者か、公認会計士、そうですね。

ただ、そこに設立団体として、果たして首長が入って、どれだけのその専門的な意見が通るかというところがあると思うんですけども、とにかく責任も重くなると、経営者の中に入るということで、今までの設立団体と独法との関係がどういうふうになるんですかと、私、そういう質問をしているんですけども、何か明快な回答が得られないんですけど。

○議長（浅岡 厚君） 健康福祉課長、鈴木秀明君。

○健康福祉課長（鈴木秀明君） 理事の中に設立団体が入ることになりますので、法人と設立団体との関係が密接なものになるものと考えております。

医療関係ばかりではないかという、今の現在の理事ですが、医療関係ばかりではないかというお話でしたけれども、法務担当としまして、弁護士の方も入っております。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款の変更についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号 指定管理者の指定について

○議長（浅岡 厚君） 日程第7、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、古川富康君。

（提案理由説明）

○議長（浅岡 厚君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

4点ほど、指定管理の問題について質問をさせていただきます。

今後2年間、千葉県観光公社が今までの運営を踏襲するという考え方であるんですけども、自由な運営ができないこの運営法をよく受けてくれたなど、立場を逆にすれば、よく受けてくれたなど、私は補償問題が発生してもいいんじゃないかということで考えておりました。それについての質問。

2点目、指定管理者候補者選定審査会について、3年前、4年前、当初における商工会が選定された理由も、よく私は理解ができていません。そして、当初から商工会で何か決定していたような感じにも、私だけでしょうか、受けとめられるんですけども、この審査会について、秘密会にすること自体何を意味するんだか、私は全くわかりません。全てオープンにして、議事録も開示していただくように、これに対して町当局の答弁を求めます。

3点目、海の駅九十九里の指定取り消し問題について、昨年3月から行政側と商工会において交渉が重ねられていたものと認識していました。しかし、結論がはっきりしない状況が1年近く続いたと思います。今年に入り情報が錯綜して、地域内において混乱が生じておりました。行政側の結論を出しましたけれども、対応が後手に回った懸念が私はあるかと思えます。商工会の対応も、出店者、出品者に説明が余りにも遅い対応ということで、私は認識をしております。

そういった中で、町、行政側の管理責任、それと商工会の管理責任この辺をどのように考えているのか、答弁を求めます。

最後に、商工会の海の駅九十九里の収益金の対応、これについてですけれども、平成27年の収益金と寄附金計上の返還、それと28年度の収益金、29年度の見込まれている収益金、合計しますと3,000万を超える金額だと私は認識しております。どのようにこの収益金を町行政側に返還を求めるのか、来年度から4,900万何がしの元利償還が始まります。そういったことも含めて返還を私は求めます。

以上、4点回答を求めます。

○議長（浅岡 厚君） 高木議員に申し上げます。

4番目の質問ですけれども、これは指定管理の指定についてじゃないので、ほかの機会にお願いいたします。よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（浅岡 厚君） ほかの機会です。

（「ほかにできないでしょう。この指定管理の問題を捉えていかないと」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 発言を許していませんので。

産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 1点目の千葉県観光公社がよくこの条件で受けてくれたなという御質問に対してお答えをさせていただきます。

確かに、当初2階のフードコート並びに水産部分につきましても、直営でということでは計画をしていたのは事実でございます。しかし、千葉県観光公社では、これまで九十九里町商工会を初め、町に大変お世話になっているということの理由から、現在の状況を踏まえ、前向きに検討していただき、今回2階の2店舗並びに水産部分につきましては、残り2年間を引き続き営業をできるようにした上で、指定管理を受けていただくということで、御了解をいただいたところであります。

それと、3点目の町、行政の管理責任の問題について、お答えをさせていただきたいと思っております。

現指定管理者の町商工会をいわしの交流センターの指定管理者に指定したのは、町でございます。昨年からは出店、出品者並びに従業員の説明をお願いをしてきましたが、説明不足から、関係者の皆様に多大なる御迷惑をかけているものと認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 企画財政課長、木原正幸君。

○企画財政課長（木原正幸君） それでは、私のほうから2点目の審査会の部分について、回答させていただきます。

まず、前回の指定管理のお話が出ておりましたけれども、これにつきましては、当初数社からの相談といたしますか、問い合わせ等はあったように聞いております。ただ、審査会当日までの間で、結果的に当日の審査を受けたのが商工会1社であったということであります。ですので、一定の公募の手続の中での数字的なものは、今言ったような経過をたどっているということです。

それから、今回の審査会をオープンにできないかという件についてでございますけれども、こちらのほうは、さきの定例会でもお話しましたけれども、このような審査会につきましては、一般的に非公開ということになっております。

また、その内容の一つとしては、経営状況等、それぞれの企業の機微な部分に触れながらの審査ということになりますので、情報については非公開ということで取り扱いをさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（浅岡 厚君） 1番、高木輝一君。

○1番（高木輝一君） 1番、高木です。

収益金の件は御回答いただけないということですが、検討する旨の説明は終始されておりますので、この辺ゼロ回答は許されることではありませぬので、きちっとした対応を町長を初め行政の職員の方に、ぜひお願いをしたいということで、この件は要望にとめます。

この指定管理、残り1年11カ月ということで、中途半端な指定管理の受け方だと思います。ですから、この辺はもうちょっと初めに千葉県観光公社ではなくて、町直営とか第三セクターをつくるとか、何かもうちょっと知恵があったんじゃないかと思われるんです。

去年の3月ですよ、初めに指定管理をおりたいと申し出ているのは。そこからもう1年たっちゃったじゃないですか。だから、そういったことで、もっともっと早目、早目の対応で、私がせんだってもちよっと申し上げたんですけれども、要は地方公共団体の長は、地域内の公共的団体に準じるようなところは、検査、監査、これを必ず実行していただきたいんですよ。何かあったときに、すぐに立ち入り検査でも何でもしていただくように、議会の承認を経てやっていただきたいということなんですよ。

ですから、その辺ちょっと中途半端な1年11カ月ということなので、もうちょっと何か知

恵がないかなということで、再質問します。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今回の1年11カ月の指定につきましては、緊急、暫定的な措置ということで、御理解をいただきたいと思います。基本的に32年4月からは公募による指定管理を選定したいと思いますので、ぜひその辺御理解をいただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原正一。

5点ほど質問します。

まず初めに、先ほどもあったけれども、去年の3月で商工会のほうから辞退したいと。1年間時間があったわけね。この間なぜ公募をしなかったのかというのが1つ。

それで、今予定されている観光公社が4月じゃなくて5月からという形になった。じゃ、その4月はどういうふうにしていくかということですね。

ちょっと先ほど説明を聞いたら、商工会がやると。だけど、商工会が再度会長がかわって新たに申し込んだ時点で、先日説明があったけれども、不正があったから取り消した。なおかつ公文書として3月31日まで交わした。出ている。町は4月30日に明け渡すようにという公文書で商工会に通告しているわけだね。だから、この辺がどのように変更していったかということですね。それをまず最初。

次に、食堂と魚店舗が大きな問題になっているんですけれども、まずこの管理形態、まず食堂に関しては同一建物の中にかつては3店舗あった。つい最近1店舗抜けた。これは町の建物であるわけだから、今後永遠にこの建物が町の所有物にある限りは、町の業者がその食堂のテナント、魚店舗のテナントというか、入らなくちゃいけない。

現在、商工会が賃料でもらっているのは、厨房の中ですよ。厨房の中約20㎡、この中に町が冷凍、冷蔵庫やシンク、その他ガスレンジ等、設備を若干入れて、町がリースを組んでいると聞いていますけれども、だから本来はこれは町が賃料はもらわなくちゃいけない。管理者が客席側とかの管理をするわけだから、若干の管理料をもらうというのは当然だと思うんですよ、この食堂に関しては。魚店舗に関しては、これは別棟、電気も全て別、町の建物、だったらこれは直接町が賃料をもらわなくちゃいけない。かつてのオリゾンテと同じ、真亀川総合公園にある同じだと思うんですよ。

それと、もう一つちょっとはつきりみんなわからないんだけど、収益の大きいのが自動販売機があるわけなんです。自動販売機はどこにあるかといったら、いわし資料センターの前にあるわけね。商工会の昨年5月、6月ぐらいに、商工会を39条に基づいて帳簿等確認をした結果、300万以上の2年間で利益が出ているわけね。これは商工会が別会計で別通帳で管理をしていた。建物が町、イワシの資料センターの前に置いてあるその管理は町がやっている。だったら、この自動販売機の収益は町が取らなくちゃいけない。管理は業者が2社入ってやっている。

この業者を前にいたワタナベ指導員にちょっと聞いたら、この管理者は、業者はどこが決めたのと言ったら、町がここでやってくれと決めた。だったら、当然商工会という公的な団体でなく、一般団体になるわけだから、この自動販売機の管理は業者がやっているわけですから、缶ジュースを入れたり、どかしたり、ごみ进行处理していると思うんだけど、ごみの処理まで全て業者がやっているから、これは町がもらわなくちゃいけない。

先ほども高木議員のほうからあったけれども、3,000万、4,000万以上という返済を毎年やっていかなくちゃいけないわけだから、そういうものの返済の資金をつくっていくということ、そこを今度の指定管理ではどうなっているか。特に今後永遠に食堂、魚店舗は町の業者、そのために町で建てたわけだから、そのようにしていくのが当然だと思うけれども、今回の契約はどのようなになっているのか。

4点目に、観光公社に貸付金をしてあるわけですね。貸付金をしてあるところに指定管理を任すというのは、一般的には癒着じゃないかと思われちゃうわけね。だから、この辺をどうしていくのか。

最後に、海の駅、いわしの交流センターをつくった目的は地域の活性化、当然産業の活性化だと思うんですよ。自治法の1条には、民主的、能率的に行政運営をしていかないと書いと書いてあるわけですね。

そうすると、これが観光公社にいった場合に、本当に地域のため、民主的、能率的に運営ができるのかと、とりあえず商工会の暫定期間だったら、昨年あたり課長のほうからも直営も考えていると、だったら直営という方法があったんじゃないか。

それかそれともう一つオライはすぬまが組合をつくってやっていて、赤字がこここのところ出ていない。なおかつ指定管理料は、山武市に聞いたら払っていないそうです。指定管理料はなし、何も払っていないのと聞いたら、あそこは道の駅で24時間トイレを開放する。駐車場も開放する。だから、当然トイレを開放すればその水代だとか、電気代だとか、浄化槽等

管理経費がありますね。そのようなものは払っているけれども、指定管理者は管理料は払っていない。この辺のところを再度この5項目質問します。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 1点目のおくれた理由という御質問についてなんですけれども、昨年3月19日付の協議により、商工会のほうから指定の取り消しを希望する協議があり、町として30年の3月31日まで管理、運営を依頼し、3月24日付で承諾をいただいたところでもあります。

その後、商工会も新体制になり、理事会において審議がなされたところ、引き続き指定管理を継続したいと7月10日付で協議があり、これを受けまして、町では7月18日に選定審査会のほうを決定し、7月25日付で指定の取り消しの通知を行ったところでもあります。

そして、その後いわしの交流センターの管理運営について、いろいろと検討を伺っている中で、議員の皆様を初め、町民の皆さんからもさまざまな御意見や御指摘をいただいたことから、次期指定管理者の選考に向けて、9月29日付で町の産業関係5団体、これはJA九十九里支所、漁業協同組合、水産加工組合、商工会、観光協会に意見照会を行った結果、これは2団体からは回答が得られず、1団体については回答ができない旨の内容であり、残り2団体についても、指定管理者制度による運営を前提とした上で、周辺地域の活用について、御意見をいただいたところでございます。

また、その御意見の中で、第三セクターについても触れられており、確かに議員おっしゃるとおり、近隣市町村の類似施設を見ますと、第三セクターや企業組合による指定管理者制度をとっており、一定の来客数を維持しているところということでは認識しているところでもあります。

しかしながら、こういった検討を重ねてきた中で、指定管理期間終了まで残りの期間が少ない状況の中、十分な検討を行う余裕もなかったことから、第三セクターの設立や公募による指定管理の選定について、事実上断念せざるを得ない状況であったところでもあります。このことを踏まえ、施設利用者の利便性を最優先し、施設の休館期間を最短とすること、サービスの低下を招かないことを重要な視点として検討した結果、今回の特例を適用し、千葉県観光公社に申請依頼を行ったということでございます。

2点目の4月1カ月間を商工会のほうにお願いする経緯についてですけれども、現時点で基本協定に基づき、平成29年7月25日付で町商工会に対し、指定の取り消しの事前通知を行っております。その後、本年に入り、3月5日に町商工会と4月30日までの指定管理の継続

について協議を行い、3月9日に町商工会から承諾が得られ、指定管理料については辞退するという回答をいただいております。このようなことから、今後町商工会に対しては、九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定取り消し通知及び指定の取り消しの告示を行うとともに、収益についても今協議をしているところでございます。

3点目の食堂、水産物の販売所の利用収入について、町がいただくべきじゃないかという御質問ですけれども、出店者が支払っていただいているものは、あくまでも利用料であり、いわしの交流センター設置及び管理に関する条例第10条第4項の規定に基づき、指定管理者の収入となりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。自動販売機についても、全て指定管理者の収入となります。

千葉県観光公社に対しての貸付金の御質問ですけれども、平成23年12月定例議会の一般会計補正予算（第4号）で御承認をいただいております。貸付金については、元金については償還していただきますので、町に権利の放棄が発生しないことから、議決案件とはならず、一般財団法人千葉県観光公社貸付金要綱に基づき、千葉県観光公社に対し資金の貸し付けを行うことにより、国民宿舎サンライズ九十九里の円滑な運営を図り、サンライズ九十九里が将来にわたって九十九里町と連携し、観光振興及び地域振興に寄与することを目的に、金銭消費貸借契約を締結し、貸し付けを行っております。

なお、貸し付けの条件としましては、貸付期間は貸し付けの日から10年以内とし、据え置きなし、償還方法は分割払い、利息は無利息の条件でございます。

しつこいようですけれども、この無利息の理由としましては、資金援助という立場から、市中銀行より低利とならなければ資金援助につながらないこと、さらにサンライズ九十九里がもたらす観光振興や食材の地元調達、雇用の創出などの本町にもたらす地域振興を利息として考えてのことだと聞いております。

5点目の地域振興の活性化、千葉県観光公社がやることで、本当にその目標が達成できるのかという御質問ですけれども、いわしの交流センターの設置目的は、郷土の歴史及び食文化の体験を行うとともに、地域で生産される新鮮な農産物及び加工品の提供を促し、並びに地場産業の活性化及び都市と農村漁村交流の拠点に資するためでございます。

いわしの交流センターは平成27年4月のオープン以降、レジ客数、27年度に11万9,000人、28年度に9万8,000人、1人でお越しになる方は少ないことから、今言ったレジ客数の2倍、3倍の方にお越しいただいております。

このようなことで、さらにサンライズ九十九里が培ったノウハウを持ち、運営することに

よって、この設置目的が果たせるものと認識しております。

以上です。

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

一番最初から再質問しますね。

まず、公募をしなかったというのは、これは大きなミスではないかと思うんですけども、これは終わっちゃったから、仕方がないからこれ以上は質問しません。

次に、サンライズ九十九里のほうは5月からだと、一月間商工会でやるんだと。そうすると、今までの町が出した文書がどうなっちゃったんですかと。当然これは公文書ですね。ほごにしちゃったんですか。最近話題になっている改ざんしたんですかというような、このような疑いがまず持たれるんじゃないかというのが初めね。

次が食堂、今現在2軒なんですよ。1軒出ていったところが私は非常にいいなと思っっている。それはなぜかといったら、地元の業者じゃなかったんだよね。山武市の業者が1軒入っていた。これが出ていってくれたから非常にいいなと。できればすぐ地元の業者が入ってくればよかったんだけど、今年の今月いっぱい商工会の指定管理が終了だということだから、商工会も募集はかけなかったんでしょう。

だから、町の建物だから、今後どこが指定管理をやろうが永遠に地元の業者が入ると。ただし、最初に入った人が20年も30年も数字がいいから、もうかるからというのはちょっと問題があるんじゃないかと。だから、時々5年とか10年で見直しをして、業者をやりたい人を募ってかえていくとか。こういう方法はあってもいいんじゃないかなと思いますね。

魚店舗に関しては、これは全く別棟、だからその賃料をこれは町がもらわなくちゃいけない。管理者がその面において管理することがあるなら、その中から管理料を支払うということね。食堂のほうだって、フードコート、募集要項を見ると、客席側のことは何も書いていないよね、賃料に。厨房の中の面積一番小さいところ、十九点幾ら、多いところ21㎡ぐらい、この賃料になっているわけね。だから、大家である町が幾らもらうかは妥当かはわからない。その中に冷凍・冷蔵庫も入っている。シンクも入っている。手洗い、その他の設備が入っている。これは町がリースを払っているわけね。そのリースはその厨房独占でやっているんだから……。

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。

指定管理の指定についての質問をしてください。

○8番（杉原正一君） だから、指定だでよ、これを今後どうするかと。

そのお金は、指定管理者じゃなくて町がリースを払っているんだから、町がもらうのが管理上、これは当たり前じゃないかと。特に自動販売機もしかり、これは管理を業者がやっているわけ。その土地、建物は町のものだから、まず今度の話の中で、自動販売機は町がもらいますよ。管理は納めている業者がやっているわけだから、これが3番目ぐらいですね。

4番目、これは強く言わない。貸付金、だけど地域の業者から物を買っているというけど、最近いろいろな人、地元の業者の人を聞いてみると、かつての国民宿舎、木造だったころは、意外と地元から多く買ってくれていたと。それが今の建物になってからは、入札とかが入ってきて値段が違う。そこへ来てまた今度観光公社が六、七年前になってから、この辺ではまたなかなか売店でおさめている人は別だけど、食材として提供しているものは、余りないように地元の人たちなんか話を聞くとなっているようです。

最後の地域のため、九十九里町のためになるかということなんだけれども、まず民主的でなくちゃいけない、町は。これは自治法の1条にはっきりと書いてあるわけだから、目的でね。

だから、どうしても現在行政がサンライズに指定管理をやってもらいたいというのであったならば、本当に民主的になって、地元のさつき課長が述べたように、農産物、水産物、加工品等が中心になるように、今現在でも町外のほうが多くなっちゃっている。売り上げもそのようですよ。これでは町が全部お金を出してつくった意味がないわけだから、今度管理をきょう決まるかどうかかわからないけれども、決まったらまず地元中心、足りないところだけを今度町外の人に入れてもらう。食堂や魚屋、これは地元100%、今1店舗あいているわけだけれども、これも1店舗は地元、今うわさは何だか南のほうの人がサンライズがやったら入るんじゃないかと、こんなうわさが出ちゃっている。これではやっぱりいけない。地元、民主的に営業してもらおうということを再度質問します。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） 1つ目の商工会さんに4月1カ月、指定管理をお願いする理由について、もう一度御説明をさせていただきますと、町商工会と平成26年5月に基本協定を締結してあります。

この中の42条、指定の取り消しで明記されておまして、町は指定の取り消しを行う際には、事前にその旨を商工会に通知した上でとなっております。これに基づいて、平成29年7月25日付で商工会に対して取り消しの事前通知を行っておるところです。

今後につきましては、九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、この第9条、指定の取り消し等についてが明記されておるんですけれども、指定の取り消しを行うときには、指定の取り消し通知を発送し、これは第1項で明記されております。第2項では、取り消しをする場合には告示をするというような規定になっておる関係で、1カ月、商工会に管理運営をやっていただくのは違法ではないと認識しております。

それと、2階のフードコートの2店舗並びに水産の直売所の利用料につきましては、同じ答弁になってしまいますけれども、あくまでも利用料であり、いわしの交流センターの設置及び管理に関する条例、この規定に基づいて指定管理者の収入となりますので、御理解をいただきたいと思います。

あと地域振興の関係ですけれども、30年2月末現在の状況なんですけれども、出品者の総数ですけれども、97件登録をいただいております。構成比率ですけれども、議員がおっしゃったように町外のほうが若干多い、町内が42件、43%、町外が57件で57%となっております。

出品者が町内より町外のほうが多い理由としましては、主にお土産、食料品、これが原因となっております。食料品について、41件の登録をいただいております中で、町内が8件、町外が33件、割合として町内が20%、町外が80%の割合となることから、町外のほうが出品者が多いという理由になっております。御存じのとおり、町内にはこのお土産とかを出店する事業者が少ないことが要因と考えられます。

なお、設置目的にあります農水産物の出品者ですけれども、37件の登録をいただいております中で、町内が26件70%、町外が11件30%の割合となっておりますので、地域産業の振興につながっておりますと考えております。また、次期指定管理者についても、この辺につきましては、町内優先で考えてくれというような協議をお願いしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 8番、杉原。

一番最初のところ、去年いつか町営もあるよと言ったんだから、商工会法の6条を見ると、法律に抵触しているからオライはすぬまは企業組合をつくってやったということをよく認識してください。

次に、フードコートの賃料契約、これは見ていると思いますよ。面積において賃料を現在商工会はもらっている。

○議 長（浅岡 厚君） 杉原議員に申し上げます。

指定管理の指定についての質問をしてください。運営方法ですとか規定については、ほかの機会にお願いいたします。

○8番（杉原正一君） だって、指定管理をする中身が話していなければわからないでしょう。

○議 長（浅岡 厚君） 静かにしてください。同じ質問になっていますので。

暫時休憩します。

（午前11時10分）

○議 長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議 長（浅岡 厚君） 8番、杉原正一君。

○8番（杉原正一君） 一番大事なのは最後の5番目、観光公社がやって、本当に九十九里町の水産加工業、その他のものを生産している人たちのために本当になるのか、また地元中心の管理形態が本当にできるのか、それが民主的、能率的に運ばれていけるかということを質問します。

○議 長（浅岡 厚君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

次期指定管理者の候補者の観光公社にお願いすることにより、いわしの交流センターの設置目的、これを十分に果たせるものと認識しております。

御理解をお願いします。

○議 長（浅岡 厚君） 12番、谷川優子君。

○12番（谷川優子君） 12番、谷川です。

そもそもこの海の駅は、ワークショップで町内5企業の団体から、後背地利用による地域活性化ということで、要望書が上がってきて始まった、たしか計画だと私は認識しています。

今回こういった状況になったというのは、行政に大きな責任は、これはあると思うんですね。住民のそういった税金8億円近くも使って建てたものなんですけれども、2年足らずでこういう状況になったということで、行政は心してこの海の駅の立て直しにやっつけていかなきゃいけないと思うんです。

1年11カ月後のことも考えていかなければいけないと思うんですけれども、この5企業団

体、ワークショップから上がったこの要望書に基づいて、後背地利用による海の駅の設置があったと思うんですけども、今後公募の中で、こういった今までもそうなんですけれども、要望書が上がった5企業団体、町内のそういった団体と今まで協議されているのかどうか。また、この公募の中に先ほどから出ているように、組合形式にして、そういったことも含めて考えているのか、ちょっとそこをお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡 厚君） 産業振興課長、古川富康君。

○産業振興課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

町では、次期指定管理者の選定に向けて、9月29日付で町の産業関係5団体、JA九十九里支所、漁業協同組合、水産加工組合、商工会、観光協会に意見照会を行っております。

この結果、2団体からは回答が得られず、1団体については回答ができない旨の内容でございまして、残り2団体についても、指定管理者制度による運営を前提とした上で、周辺知識の活用について、御意見をいただいております。

この御意見の中で、第三セクターについても触れられておまして、先ほども言ったように、確かに近隣市町村の類似施設を見ますと、第三セクターや企業組合による指定管理者制度をとっており、一定の来客数が維持されているところでございます。

町でもこういった検討はさせていただいたところなんですけれども、いかんせん指定管理期間終了までの時間が少なかった状況の中で、十分な検討を行う余裕がなかったこと、第三セクターの設立や公募による指定管理者の選定については、正直時間がかかることから、事実上断念せざるを得ない状況であったところでございます。

こういうことから、今回九十九里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条、指定の特例により、千葉県観光公社に特例の申請に基づいて、事業計画の提出を求めたところ、提案書が上がってきて、選考されたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡 厚君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（浅岡 厚君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（浅岡 厚君） 以上で本臨時会に付議された……。

（「議長、動議」と言う者あり）

○議長（浅岡 厚君） 暫時休憩します。

（午前11時17分）

○議長（浅岡 厚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時18分）

○議長（浅岡 厚君） 10番、細田一男君。

○10番（細田一男君） 議長、本会議の進め方が的確でないと思われまので、九十九里町議会会議規則第16条並びに第20条に照らし合わせ、動議をします。

平成29年第4回定例会においての私の発言について、不穏当な発言であると荒木議員から動議の発言がありましたが、動議は不成立でありました。不成立であることは、議長も議会も認めております。それにもかかわらず、議長は発言を許し、質疑応答まで会議を進めてしまい、複数の議員が発言をしております。議長は直ちに発言の停止、取り消しを荒木議員に求めなければならなかったのに、発言を許したことは、議長として適性に欠けておると思えます。

本会議の発言の取り消し及び訂正は、会議独立の原則により、当該発言が行われた会期中に限定されます。そして、その発言の訂正は、議長の許可により、発言の取り消しは議会の許可を必要とすると町村会規則第64条にうたわれております。本会議での発言は会議記録として残り、公文書として議事録が作成されます。議長として、この案件を会議規則にのっと

り確実に処理、解決しない、できないことは議長として不適格であり、辞職を勧告、要求して動議とします。

○議長（浅岡 厚君） ただいま細田一男君から議長解任の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時20分)

○議長（浅岡 厚君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長（浅岡 厚君） 議長の不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（浅岡 厚君） 起立少数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（浅岡 厚君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（浅岡 厚君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって平成30年第3回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時29分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 浅 岡 厚

署 名 人 善 塔 道 代

署 名 人 鈴 木 征 四 郎